

厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会	資料
令和7年2月28日	

部会長選出及び部会長代理の指名について（報告）

厚生科学審議会
医薬品医療機器制度部会

1. 報告事項

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の部会長の退任に伴い、厚生科学審議会令第6条第3項に基づき、新たに部会長を選出した。また、同令第6条第5項に基づき、部会長代理を指名したため、以下のとおり報告する。

◎部会長

中山 健夫（京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授）

○部会長代理

三澤 日出巳（慶應義塾大学薬学部教授）

2. 根拠規定

厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 （略）

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 （略）

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 （略）